

# 国保からの お知らせ



皆野町けんこう大使  
み～な

## 交通事故にあったら(第三者行為)

### ■ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)が 交通事故などがあったときは・・・

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によりケガをした場合、その治療費や介護サービス費は加害者が負担するべきものです。

保険証を使用して治療を受けた場合でも、治療費を一時的に医療保険者(町国保)などが立て替えた後で加害者に請求することになります。

### ■ 交通事故などがあったときは、次のような手続きを行います

- ・警察に届け出てください。事故の無届けはトラブルのもとです。
- ・町民生活課(②番窓口)へ必ず届け出てください(届け出は法律上の義務となっています)。

### 町民生活課への届け出に必要なもの

- ・保険証 ・印鑑 ・交通事故証明書(自動車安全運転センターへ申請することで入手可能)
- ※届出書は町民生活課または任意で加入されている保険会社にありますので、お問い合わせください。

### ■ 示談はくれぐれも慎重に

町民生活課へ届け出る前に、加害者から治療費を受け取って示談を済ませてしまうと、医療保険者などから加害者に治療費の請求をすることができない場合があります。

示談の前に、町民生活課へご相談ください。

**問合せ** 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

## 20歳になったかたは国民年金に加入

既に就職し、厚生年金に加入しているかたを除き、20歳になったときは国民年金加入の義務があります。年金の保障は老後だけではなく、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。年金事務所から国民年金に加入したことをお知らせする通知を送付します。

### 免除・納付猶予制度のご案内

保険料を納付するのが困難な場合は「免除制度」や「納付猶予制度」、「学生納付特例制度」があります。

### 保険料納付は口座振替がおすすめ

年金保険料納付の割引制度には、6か月前納・1年前納・2年前納・早割が用意されています。口座振替で前納・早割にすると現金納付よりも割引額が大きくなりお得です。

※令和3年度の保険料は月額16,610円です。

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27-6560 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232